

◆機械(設備)の輸出について◆

●機械を新品・中古問わず外国へ輸出する際には、輸出者の責任のもとにその機械が輸出貿易管理令・外為令及び各種法令に該当する、確認が必要となってきます。(主にシーケンサ(コンピューター)使用の機械が該当となります。)

(①機械がリスト規制に該当するか) (②キャッチオール規制に該当するか)

該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。(輸出許可申請 / 役務取引許可申請)

(弊社では各申請の代行も承っております。)

*参考URL : <http://www.cistec.or.jp/export/faq/faqansers.html>

●各種法令に非該当の場合は、輸出通関時に税関にてその確認をする為、機械メーカーより該非判定書を取得する必要があります。

●上記の該当・非該当の確認でき、必要書類の準備が出来て初めて輸出通関・船積が可能となります。

(これらの諸手続きを踏まえまして、船積日の1か月以上前から動き出す必要がございます。)

(向け地によっては、上記以外の手続きが必要となってきます。)

その他の規制等は、JETRO(ジェトロ)のHPをご参照ください。⇒ (<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

*さらに詳しい事は、直接弊社担当者へお問い合わせください。⇒ TEL: 03-6404-2581

担当者：宮崎・山田・新井

●海上コンテナ輸送において、機械破損のリスクを減らす為に機械を梱包して輸出をいたします。

(*弊社では、梱包も承っております。)

梱包形態は、その機械の形状・サイズ・重さなどに合わせてCASE, CRATE, SKID, PALLETなどがございます。

*梱包でご不明の点がございましたら、直接お問い合わせください。⇒ TEL: 03-6404-2581

担当者：宮崎・山田・新井



●海上輸送中の揺れの対策として、コンテナ内にはショーリング(貨物固定)を施します。

●弊社では、輸入国での輸入通関・配送・据付け(粗置き)の作業も承っております。

●弊社では、機械の搬出・港(梱包所)までの配送も承っております。



まずはお見積りを！

TEL: 03-6404-2581 担当者：宮崎・山田・新井

◆機械(設備)の輸出について◆

●機械を新品・中古問わず外国へ輸出する際には、輸出者の責任のもとにその機械が輸出貿易管理令・外為令及び各種法令に該当する確認が必要となってきます。(主にシーケンサ(PLC)使用の機械が該当となります。)

(①機械がリスト規制に該当するか) (②キャッチオール規制に該当するか)

該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。(輸出許可申請 / 役務取引許可申請)

(弊社では各申請の代行も承っております。)

*参考URL : <http://www.cistec.or.jp/export/faq/faqansers.html>

●各種法令に非該当の場合は、輸出通関時に税関にてその確認をする為、機械メーカーより該非判定書を取得する必要があります。

●上記の該当・非該当の確認でき、必要書類の準備が出来て初めて輸出通関・船積が可能となります。

(これらの諸手続きを踏まえまして、船積日の1か月以上前から動き出す必要がございます。)

(向け地によっては、上記以外の手続きが必要となってきます。)

その他の規制等は、JETRO(ジェトロ)のHPをご参照ください。⇒ (<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

*さらに詳しい事は、直接弊社担当者へお問い合わせください。⇒ TEL: 03-6404-2581

担当者: 宮崎・山田・新井

●海上コンテナ輸送において、機械破損のリスクを減らす為に機械を梱包して輸出をいたします。

(*弊社では、梱包も承っております。)

梱包形態は、その機械の形状・サイズ・重さなどに合わせてCASE, CRATE, SKID, PALLETなどがございます。

*梱包でご不明の点がございましたら、直接お問い合わせください。⇒ TEL: 03-6404-2581

担当者: 宮崎・山田・新井



●海上輸送中の揺れの対策として、コンテナ内にはショールディング(貨物固定)を施します。

●弊社では、輸入国での輸入通関・配送・据付け(粗置き)の作業も承っております。

●弊社では、機械の搬出・港(梱包所)までの配送も承っております。



まずはお見積りを!

TEL: 03-6404-2581 担当者: 宮崎・山田・新井

中国向け・中古設備輸出フローチャート

日本側・申請資料準備

準備書類： 日本・中国間の売買契約書
(一部輸入禁止の機械もございます。)
貨物写真 (4面+銘板)
会社謄本

中国側・検験検疫局に申請 (輸入者)

必要書類： 設備輸入登録申請書
設備輸入前検査申請書
設備リスト
売買契約書
日本側・会社謄本
中国側・会社謄本・営業許可書
設備の説明書(中文)・貨物写真 (4面+銘板)

*約3週間

中国側・検験検疫局より備案書取得

FAX書類： 備案書 (後日、副本リジナルを日本へ発送)
設備リスト(後日COPYに中国印を押し日本へ発送)
検査立会いの委任状 (後日、リジナルを日本へ発送)

*輸入者より
備案書を受け取る

日本・CCIC JAPANに検査申

申請書類： 上記3点の他に
貿易関連書類(PROFORMA INVOICE、契約書)
設備の説明書 (日文)
検査申請書及び謄本

*弊社では、申請代行を
承っております。

CCIC JAPANにて中古検査

(CCIC JAPAN = 中古機械検査企業)
検査項目： 設備リストと実銘板の一致性の確認
輸入禁止の貨物の確認 (消火器・圧力容器)
危険個所に各種の警告マークの有無
非常停止ボタンの背景色が黄色になっているか
操作盤及び注意書きが中国語表記になっているか
電源ボックスの中を点検し、端子カバーの有無
アース線の接続の確認 (1カ所1本)
設備の清掃が行われているか
必要書類： 備案書 (副本リジナル)
設備リスト(中国印押し済みCOPY)
検査立会いの委任状(リジナル)

*改善措置
完了及び
検査料金
振込後

CCIC JAPANにて検査レポート発行

*船積可能となる

梱包・通関・コンテナ詰作業

必要書類： INVOICE & P/LIST
各設備の該非判定書